

運営指導における 主な指導事項等

特定施設入居者生活介護 編

埼玉県福祉監査課

サービス提供の記録

入浴が中止となった理由や清拭等の代替措置の記録を確認できない事例があった。

提供したサービス内容等を適切に記録すること。

取扱方針(身体的拘束等の適正化)

1. 継続している身体的拘束の必要性等について医師の所見を確認すること。
2. 継続している身体的拘束等は、その必要性について拘束の三要件（切迫性、非代替性、一時性）を踏まえて、他の方法等を含め十分検討を行うこと。
3. 身体的拘束等適正化委員会の結果は、すべての職員に周知徹底を図ること。
4. すべての介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上定期的に実施したことを明確に記録すること。

特定施設サービス計画の作成

1. 特定施設サービス計画は適切に更新すること。
2. 特定施設サービス計画は、適切に利用者の同意を得ること。
3. 特定施設サービス計画を作成するときは、適切に利用者家族に説明し同意を得ること。あらかじめ電話等で同意を得ている場合は、その旨を記載しておくこと。

業務継続計画の策定等

1. すべての介護職員その他の従業者に対し、業務継続計画に係る研修及び訓練を年2回以上定期的に実施したことを明確に記録すること。
2. 新規採用職員に対し、別に業務継続計画に係る研修を実施し、明確に記録すること。

非常災害対策

1. 防火管理者変更に伴う消防計画を策定し、速やかに届出を行うこと。
2. 防災訓練は年2回実施し、そのうち1回は夜間想定とすること。
3. 消防設備点検の結果、不良箇所が判明した場合には、速やかに改善すること。
4. 浸水想定区域における避難確保計画を作成し、従業者への周知と訓練を行うこと。

衛生管理等

1. 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
2. 感染対策委員会の結果は、すべての職員に周知徹底を図ること。
3. 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
4. 新規採用職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修を実施し、明確に記録すること。

事故発生時の対応

骨折等で医療機関を受診又は入院した事故が発生した時は、危機管理マニュアルに従い、市町村長及び県福祉事務所に事故報告等を提出すること。

虐待の防止

1. 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、すべての従業者に周知徹底を図ること。
2. 虐待防止のための指針を整備すること。
3. 虐待防止のための措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

高齢者虐待防止措置未実施減算について

虐待防止のための措置を講じずに算定していた期間があった。算定要件を満たしていないので、速やかに改善計画を福祉事務所に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を福祉事務所に報告し、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算すること。

夜間看護体制加算

重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていることを明確にすること。